よくある質問【ゼロ・カーボンシティ促進補助金】

●補助対象について

Q1：国の補助等を受ける予定だが、補助対象となるか？

⇒補助対象となります。ただし、国の補助を受けた金額は補助対象経費から控除していただきます。なお、太陽光発電システムについては、備前市若年者新築住宅補助金の補助対象事業に該当する場合、対象となりません。

Q2：市外の店舗で購入するが、補助対象となるか？

⇒購入店舗は市内外問いませんので、補助対象となります。

Q3：補助対象機器がリース契約したものだが、補助対象となるか？

⇒補助対象となりません。補助対象機器の購入経費に対し、補助金を交付します。

Q4：自営業だが、補助対象機器を会社名義とした場合、補助対象となるか？

⇒原則として法人は対象としておりません。市内在住の個人の方を対象としております。

Q5：工事請負契約は４月１日以降でないといけないのか。

⇒工事請負契約はあくまで申請者と業者間のことですので、環境課といたしましては、こだわりはありませんので、４月１日以降でなくても（以前でも）構いません。

環境課といたしましては、補助の対象機器が設置され稼働している機器に対して補助金を交付いたします。

●交付申請について

Q6：交付申請に必要な添付書類を教えてください。

⇒見積書が必要となります。メーカーや型番が明記され、金額の詳細内訳がわかる見積書を提出してください。交付申請に限りオンライン申請が可能ですので、ご活用ください。

※交付申請のオンラインによる申請手続きはこちらから⇒

Q7：補助対象者の確認（市税の滞納状況等）で必要書類はありますか？

⇒申請書でご承諾いただくことで、市税の滞納状況等を、担当部局へ照会をかけますので、ご提出いただく書類はございません。

●実績報告について

Q8：購入完了から３か月以内の提出となっていますが、購入完了とはどの時点をいうのか？

⇒原則、購入完了＝領収日とさせていただきます。ただしローンによる支払いや、支払い後の納品等の場合は、納品・設置完了日をもって購入完了とさせていただきます。ご不明な点がありましたら、直接お問い合わせください。

Q9：実績報告に必要な補助対象機器それぞれの添付書類を教えてください

⇒〇太陽光発電システム

・契約書の写し（請求明細でも可）

・太陽光発電からの電力需給契約のご案内等の電力需給開始日の内容が分かる書面の写し

・太陽電池モジュールの出力対比表又は製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し

・領収書の写し（無い場合は振込等が確認できるものの写し）

・充電した電気が日常生活に使用されていることがわかるもの（パワーコンディショナーやモニタシステム等の仕様・カタログ等）

〇リチウムイオン蓄電池

・契約書の写し（請求明細でも可）

・太陽光発電からの電力需給契約のご案内等の電力需給開始日の内容が分かる書面の写し（太陽光と蓄電池の接続証明として必要）

・領収書の写し（無い場合は振込等が確認できるものの写し）

・保証書の写し（別の書類で型番等わかれば不要）

Q10：添付書類の「その他市長が求める書類」とは何ですか？

⇒補助対象機器それぞれ提出いただいた添付書類の提出が困難な場合、それに代わるものとして提出をお願いする書類のことです

Q11：書類の提出は郵送やメールでも可能ですか？

⇒郵送やメールでも受け付けています。ただし、郵送の場合には配達記録の利用や電話にて到着をご確認いただくなど、書類が確実に届くようにしてください。また、交付申請に関しては先着順のよる受付のため、申請受付件数が残り少ない場合は、オンライン申請または直接窓口へ提出することをお勧めします。

Q12：市の補助金交付決定及び確定通知は申請からどのくらいかかりますか？

⇒提出書類に不備が無い場合は、３週間以内に通知書を送付させていただきます。

Q13：請求書の振込先に申請者以外の名義をしてしたいのですが。

⇒原則として申請者本人の口座を振込先に指定してください。本人以外の口座とする理由等がありましたら、直接ご相談ください。

Q14：残り交付申請受付件数は教えてもらえますか？

⇒電話でお尋ねいただければお伝えいたします。また、申請受付件数の残り少ない場合は、ホームページ等でお知らせする予定です。